

第14回 練馬区区民協働推進会議 議事概要

《日時・場所》

- 1 日時 平成25年7月25日(木)午後6時～午後8時
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室

《次第》

- 1 開会
- 2 案件
 - (1) 協働事業提案制度平成24年度実施事業の総合評価について
 - (2) 平成25年度練馬区協働事業提案制度(平成26年度事業実施分)の実施について
 - (3) 区民協働交流センターの機能および管理運営について

《出席者》

江村健二委員、草間俊行委員、斉藤真和子委員、佐藤修男委員、平修久委員、
瀧澤利行委員、長澤英男委員、森本陽子委員、山口和海委員、
大羽康弘委員(区民生活事業本部長)、中村哲明委員(地域文化部長)
(事務局)地域振興課職員 4名
(傍聴者)なし

1 開会

座長

- ・第 14 回練馬区区民協働推進会議を開催する。

2 案件

(1) 協働事業提案制度平成 24 年度実施事業の総合評価について

座長

- ・案件の(1)「協働事業提案制度平成 24 年度実施事業の総合評価について」事務局から説明をお願いする。

事務局

- 資料 1 の説明

座長

- ・第 2 期の区民協働推進会議としては、初めて総合評価を実施した。
- ・事業の審査に関わっていない委員が多く、戸惑った点もあると思う。総合評価の方法について、来年度に向けた改善点などはあるか。

C 委員

- ・最終的な評価となるため、否定的な内容というよりも、各団体が今後前向きに活動していけるような内容となっており、良い評価内容であったと思う。
- ・個人的にはマイナスな評価をしたところもあったが、当会議の総意としては、あえて記載する必要がないと判断したものと考えている。

座長

- ・他に意見等はあるか。

I 委員

- ・初めての経験であり、自分自身も勉強になった。
- ・一般区民の傍聴が少ないのが残念であった。本来ならば、一般区民の傍聴者が多く、情報の授受があり、来年度に向けてという熱意を感じる場となって欲しい。
- ・私が以前関わっていた他の区では、協働では無かったが、区民から提案されるプロジェクトの数、プレゼンテーションの場に居合わせる参加者の数が、段違いに多かった。
- ・その区の外郭団体が実施している区民から事業提案を募集するプロジェクトでは、予算規模が 800 万円、見学者も 250 人規模である。区民が参加しながら意見を言い合うウォッチの目と、いつかは自分たちがというエネルギーがある。直近の結果では、55 事業の応募があり、44 の事業に助成金を交付した。また、プレゼンテーションを行った方は、一番若い方が 10 代、一番年齢が高い方は 80 代であった。
- ・こうした区民が老若男女問わず参加しながらプロジェクトを作り上げ、それを地域のみなさんが見ながら、さらに、区も関わって議論していくという熟成したまちづくりを、この会議でも目指してもらいたいと感じている。

座長

- ・ I委員の意見は、協働の提案をどのように増やすかという部分で、(2)の案件にも関係がある。
- ・ 他に意見等はあるか。

H委員

- ・ 初めての経験であったが、協働事業であるため、協働の意味をもう少し深く掘り下げていく必要があると感じた。例えば、協働で取り組んだが、区民への波及効果に疑問がある事業もあった。その部分が一番大事であるが、そこまで至っていない事業もあり、そこから先の部分について意見を述べたが、総合評価としては簡潔にまとめられていた。
- ・ 「地域福祉パワーアップカレッジねりま」の卒業生の中でも、様々な団体を立ち上げて事業を実施している。立ち上げ時には、「はじめの一步」で5万円の助成金がある。一年後には、「パートナーシップ支援事業」で20万円までの助成金がある。その助成金で一生懸命頑張っている団体もある。その段階でも良いような事業もあった。もっと違うもの見えてこないか「パートナーシップ支援事業」と協働との違いが無いように感じた。

事務局

- ・ 福祉のまちづくりパートナーシップ事業は、団体が自主的に福祉のまちづくりに向けた取り組みを奨励するために、活動資金の一部を助成する制度であり、支援する側と支援される側の立場の違いがある。また、団体の活動に対して直接区は関わっていない。その活動に区が関わらなくても、自主的に良い活動ができている状況であると思う。ただ、こうした事業を実施していく中で、団体だけで取り組むには限界がある事業や、区が関わることで事業の効果が高まる、相乗効果が生まれる、あるいは、お互いの不得意な部分を補えるものであれば、協働ということになると考えている。

H委員

- ・ その違いは理解している。区と協働することによる事業の広がり、効果というものが明確に見えてくるようなものが必要である。今回の事業の中には、その辺りが弱い事業もあった気がする。区が関わっている意味が分からない事業もあった。

座長

- ・ 他に意見等はあるか。

J委員

- ・ 総合評価を受け取った団体の立場に立ってみると、総合評価の結果は気持ちが良い感じである。今後、頑張りたい点も記載されており、その部分を頑張って取り組んで行こうという気にもなる。
- ・ 「外国人区民と日本人区民の相互理解のための交流会事業」の総合評価の中で、「事業全体として、多文化共生は日本人区民と外国人区民の双方への働きかけが必要であることは十分理解できますが、短い期間の中では、事業の対象者をどちらか一方に絞ったほうが、より具体的な成果につながったと思います」とあった。どちらか一方というのは、

対象を日本人区民、あるいは外国人区民だけに絞って事業を実施した方が良かったという理解で良いか。

事務局

- ・今回の協働事業では、日本人区民だけを対象に外国文化を紹介するという事業も一部実施してきた。しかし、多文化共生については、外国人区民、日本人区民の双方への意識づけが大事だと考え、事業の多くは双方を対象に実施してきた。短い期間で協働事業としてやる中では、ちょっと欲張り過ぎのような意見があったため、こうした評価のコメントとしてまとめた。

J委員

- ・了解した。

座長

- ・他に意見等はあるか。
- 特になし

(2) 平成 25 年度練馬区協働事業提案制度 (平成 26 年度事業実施分) の実施について

座長

- ・案件の(2)「平成 25 年度練馬区協働事業提案制度 (平成 26 年度事業実施分) の実施について」事務局より説明をお願いします。

事務局

- 資料 2 の説明

座長

- ・次回の会議は、9 月以降になるため、募集要項 (案) に対する修正等を行う場合、今日の会議で意見を出してもらう必要がある。
- ・質問や意見等はあるか。

I委員

- ・今回が 4 年目ということだが、4 年間ほぼ同様の内容で募集をしてきたという理解で良いか。

事務局

- ・その理解で良い。

I委員

- ・過去 3 年間実施する中で、年々提案が減ってきている。募集要項の中身の 8 割は、応募に必要な作業レベルの内容になっている。提案してみようという誘いかけ、底辺を広げるような工夫が必要なのではないか。
- ・また、この募集要項はどのような方法で配布されるのか。
- ・募集要項の 1 ページ目に、現在の区の課題を示し、解決に向けて皆さんの力を借りたい、ノウハウを活かしたいなど、読めば読むほど、提案をしてみたいくなる気持ちにさせるよ

うな工夫が必要だと思う。せっかくの制度を尻つぼみにせず、提案数が右肩上がりで見直しする方も大変だというようなものにしなければならない。この制度の情報が団体に届き、各団体の議論の中で取り上げられるような素地づくりが必要だと思う。

- ・ 3年間の取り組みを踏まえ、5年後、10年後に向けて裾野を広げるような取り組みが必要ではないか。

事務局

- ・ 募集要項の配布方法については、事業の案内をねりま区報で周知を行ったうえで、区ホームページからダウンロードできるようにしていく。また、事業説明会も開催するので、そうしたところで配布していく。
- ・ 区報では大きく紙面を割き、今年度実施している事業について、実施団体の生の声など掲載し、協働に関する意識の啓発に努めていく。さらに、事業説明会では、より多くの提案をしていただけるよう、丁寧に説明を行っていく。
- ・ 底辺を広げるような仕組みづくり、プラットフォームづくりというのは必要だと考えている。来年度、区民協働交流センターが開設するため、その中で、日頃からの協働に関する意識の啓発に努めていきたいと考えている。
- ・ なお、区が課題と考えており、区民の皆さまと協働で取り組む必要がある事業については、この制度に限らず、各所管課が個々に協働の取り組みを進めている。よって、この制度では、区民の皆さまから提案していただくことを中心に、運用したほうが良いと考えている。

I委員

- ・ 各所管課が協働で実施する事業に対して情報を公開し、関係する団体等を集めて勉強会等を開催しているという理解で良いか。

事務局

- ・ 各所管課が協働に対する勉強会を開催しているのではなく、各所管課が協働で進めた方が良いという事業について、各所管課が独自に取り組んでいる。
- ・ 事業によっては、各所管課がNPO等を集めて事業説明会を開催し、募集・審査を行っているものもある。また、特定のNPOと協議をしながら、協働を進めているものもある。

I委員

- ・ その場合には、各所管課が予算を付けて実施しているのか。

事務局

- ・ その通りである。

B委員

- ・ 協働の進め方というのは様々あると思う。区の喫緊の課題については、より早く取り組み、成果を上げるために、担当課ベースで、これまでのNPO等とのつながりや、その団体の実績などを踏まえて具体的に協議を進め、予算を付けて事業化しているものもある。

る。これは、他の区でも同様であると思う。

- ・協働事業提案制度というのは、区民の側が課題だと感じていても、区側では良く見えていない課題があり、それを区民の側から提案をしていただくことで、関係する部署がその課題に気づき、一緒に課題解決を進めて行けるかを検討し、できるものについては事業化していく。そのような区民の側から区にあげられる課題の受け皿として、この制度が考えられ、スタートしてきている。
- ・ただ、募集要項の中で、区からの課題や特定分野に関する自由提案として掲載されていると、この分野に対して区が協働で取り組みたいと考えているような感じがする。しかし、それ以外にもニーズがあり、具体的に区民の側から挙げられた課題について、事業化できる部署があって、協働として事業化していくという準備ができれば、一緒にやっていくというのが、この制度のおおまかな趣旨である。
- ・年々提案の数が減っていくことについては、他の自治体でも同様の傾向がある。NPOの数は増えており、NPOの活動領域も広がっている。先ほど他の自治体の話も出たが、今の規模になるまでには20年程度を要している。一つ一つの積み重ねによって、区民の意識が高まっていった結果であると思う。
- ・提案数が減っていく理由の一つとしては、協働に対してNPOがどれだけの力で取り組んだほうが良いか分かりにくいということがある。比較的小さい規模のNPOが多く、協働に取り組んでしまうと手一杯になってしまう場合がある。他の区では、せっかく協働で取り組んだが、協働をすることで自分たちの通常の活動ができなくなり、NPOの側から辞退した例もある。協働することでNPOの負担につながるケースもあった。NPOの活動にマイナスに働く場合があるとすれば、なかなか継続も難しく、裾野も広がっていかないため、何らかの対策を考えていかなければならない。
- ・NPOがいくつか連携して事業を実施し、そこに区が関わるなど、様々な協働の形をそろそろ考えていく必要がある。そうしなければ、毎年協働事業を募集し、小さな規模のNPOが溢れるように提案をしてくると考えるのは、なかなか厳しいと実感している。
- ・大きい規模のNPOだから良いというわけではないが、小さな規模のNPOが協働として、金額としては大きくないにしても、一年間責任を持って事業を進めるとなると、それなりの労力を割かなければならない。そうすると、協働としてすぐに手を挙げようという気にはならない。これは他の自治体でも共通の課題であると思う。

座長

- ・他に意見等はあるか。

C委員

- ・募集要項では、提案できる団体として、原則1年以上の活動実績を有していることや、5名以上の会員で組織されている団体など、様々な条件が示されている。こうした条件を取り払うことはできないか。例えば、10人ぐらいの学生が素晴らしいアイデアを持っているが、まだ活動をしていない、活動する費用もないという場合があると思う。その

場合、提案できる条件を満たしていないため、提案を受けないことになる。ただ、その可能性を探り、可能性があるならば、特別に条件を設けて提案してもらうようなことも考えてられるのではないか。

事務局

- ・協働事業を実施するに当たり、審査をしていただいている。審査の段階で提案された団体の事業遂行能力を審査していく必要がある。意気込み、想いだけでは審査が難しい面もあり、かつ、実際に事業を実施していく際になって、区に依存するようになって、対応できない場合がある。そのため、原則1年以上の活動実績など、様々な条件を提示している。
- ・活動実績がない団体について、福祉分野では、福祉のまちづくりパートナーシップ支援事業の「はじめの一步」として5万円の助成があり、そのステップアップとして、20万円の助成を3年間受けることができる仕組みがある。また、まちづくり分野でも、区の外郭団体である環境まちづくり公社において、類似の仕組みがある。こうした仕組みを活用して、区民ニーズの把握や活動の実績を積み、区との協議も進めて欲しいと考えている。

A委員

- ・提案できる団体の記載で「(5)原則1年以上の活動実績を有していること」とある。原則とは、活動実績が1年未満でも実施する人が他の団体で経験があり、この人がいるグループならば大丈夫だと、審査委員会で判断ができれば提案可能だという理解で良いか。

事務局

- ・原則1年以上というのは、例えば活動実績が8か月程度でもあっても、その8か月間の活動実績が確認でき、事業の遂行能力があると判断できた場合に、提案をしていただいても良いということである。
- ・十分な活動実績を持つ方が、新たな団体を立ち上げて提案する場合でも、他の実績ない団体との公平性の観点から、提案をしていただくには、団体として概ね1年程度の実績が必要であると考えている。

座長

- ・団体としての実績を見るということである。1年以上でなくとも、8か月程度でも、しっかりした活動実績があれば、提案をしていただき、審査を行うことになる。

C委員

- ・提案時には事業報告書など基本的の書類も必要になる。活動していないとそうした書類も提出できないことから、やはり活動実績は必要である。

座長

- ・他に意見等はあるか。

F委員

- ・最近NPO活動支援センターに相談に来るNPO法人は、事業化していく傾向にある。

協働事業提案制度の紹介もするが、そうした方たちは、興味を示さない。この制度を活用する団体は、ボランティア団体であるとか、NPO法人化したか、継続的な事業を実施していない団体で、何かきっかけが欲しいと考えている団体である。そうした方たちにもPRをしているが、なかなか乗ってこない。

- ・NPO法人を立ち上げたい、NPO法人として事業化して、スモールビジネスを行いたいという要望を寄せてくるのは、大学生である。そのような方にこの制度を紹介しようとしても、その方たちは1年の経験がない。そこで引っかかってしまう。区として支出が生じるので、活動実績がある団体という理由も分かるが、その辺りでみんなが簡単に参加できる仕組みになれば、大学生も参加してくるような気がする。

座長

- ・他に意見等はあるか。

H委員

- ・以前の会議の中で、協働事業提案制度の条件が厳しすぎるから、50万円を下げてもみんなが取り組みやすいようにしたほうが良いのではないかという意見があった。大学生の話もそうだと思う。学生の頃から、区や自分の住んでいる地域に興味を持っている人もいると思うので、その人たちができる範囲で、できる協働の仕組みを創ってあげれば良いのではないか。プチ協働みたいなものあって、次のステップに進んでいけるような仕組みを創っていくことで、大学生のような若いパワーがどんどん出てきて、本来の協働事業提案制度の提案も増えてくるのではないか。

B委員

- ・協働事業提案制度を立ち上げる際に議論をした中で、NPO法人と協働事業を実施しようとするれば、桁が一桁違うという意見もあった。100万円単位でないと、NPOとしてのコストパフォーマンスを考えた時に、業務の方が大きくなってしまう。NPOとして事業化をしていく時に金銭的なメリットが無いと思う。一方、大学生にとって50万円は多すぎる。今年4年目となるので、5年を目途に検証を行い、次にステップにつなげる必要がある。

事務局

- ・協働事業提案制度で募集する分野は広げているが、なかなか提案が出て来ない状況にある。この制度については、現練馬区長期計画において、平成26年度までの5年間で25事業を目標に掲げて実施している。今回4年目ということもあり、これまでの取り組みを踏まえ、今後、どのように展開していくか考える時期に来ている。
- ・本会議においても、今後のあり方について、議論をしていただきたいと考えている。
- ・今年度については、これまでの枠組みで実施し、今後のあり方の検討を進めて行く。

C委員

- ・町会連合会の支部会において、東京都の地域の底力助成事業の説明があった。協働事業提案制度も、町会連合会を通じて周知をお願いする。

事務局

- ・町会、自治会へも案内をしていく。
- ・ただ、東京都の事業は助成事業である。町会・自治会の本来の活動において、助成金の方が使い勝手が良いと考えている方も多いと思う。協働事業になると、区が補助金を出すだけでなく、双方で協議をしながら、事業の効果を高めていくようなことになる。その点が負担になる懸念がある。

B委員

- ・提案した団体が協働をして良かったというところが広がっていかないと、提案も増えないし、継続もしていかない。区と連携することで、視野も広がり、チャンスもできたというようなものが生まれてこない、協働で取り組もうという気運が高まっていかない。
- ・今後に向けては、これまで協働で取り組んだ団体に対して、協働をしてどうだったか。どの点を改善して欲しいかなどを、調査する必要がある。

座長

- ・他に意見等はあるか。

C委員

- ・協働事業提案制度の事業の流れだけを見ても、大変だなと感じる団体が多いと思う。プレゼンテーションがあり、中間報告も出さなければならない。その割に、補助金は50万円と少額である。確かに二の足を踏んでしまう。そうすると、助成金だけをもらえる制度に気が向いてしまう。

座長

- ・他に意見等はあるか。

A委員

- ・提案できる事業の要件の記載で「(2) 練馬区基本構想および長期計画等の実現に資する事業」とある。分野ごとに具体的な計画があるため、その名称を記載したほうが、どのようなものを参考に事業を組み立てたら良いか考えている団体には、良いきっかけとなるのではないかな。
- ・その上で、計画を作った担当課が、計画の進捗状況を示し、「この先の取り組みについて区民の皆さんに、アイデアや力を借りたい」というような話し合いの場を持ってもらうと、より提案件数が増えるのではないかな。

座長

- ・他に意見等はあるか。

G委員

- ・協働事業で実施した事業を紹介した冊子がある。この冊子を有効に活用した方が良いのではないかな。具体的に実施した事業が見えると、事業のイメージができ、相談に行ってみようという気につながるのではないかな。
- ・また、事業の周知方法についても、区報の紙面を大きく割いてPRを行ったり、事業の

説明会を開催したりしているが、もう一度見直す必要があるのではないか。

- ・募集要項の中で、協働事業を実施した団体から「区と協働して大変だったが良かった」などの声も掲載できれば、より意識の啓発につながるのではないか。

座長

- ・他に意見等はあるか。

C委員

- ・意識啓発のためには、デモンストレーション用のDVDを作成して配布することも有効であると思う。それにより、相談に来る前に、視覚を通じてこの制度について良く分かるようになるのではないか。

座長

- ・他に意見等はあるか。
- ・募集要項の8Pの審査基準について、本日の会議で決める必要がある。
- ・意見等はあるか。

事務局

- ・審査基準については、募集要項に掲載していく。審査基準の項目ごとの点数配分については、次回の会議で議論していただくことになるが、審査の基準や審査の視点に関する加除修正等については、本日も意見をいただきたい。

座長

- ・審査基準について意見等はあるか。
- 特になし

座長

- ・審査基準等については、8Pの表にあるとおりとする。

H委員

- ・審査委員会の構成員について、今年度はどのようなメンバーで審査を実施するのか。

事務局

- ・次回の会議で検討していただく。

座長

- ・その他に意見等はあるか。
- 特になし

座長

- ・募集要項について気づいた点があれば、8月中旬に事務局まで連絡をお願いします。

(3) 区民協働交流センターの機能および管理運営について

座長

- ・案件の(3)「区民協働交流センターの機能および管理運営について」事務局より説明をお願いします。

事務局

- 資料3の説明

座長

- ・この案件については、本日の会議と次回の会議で協議を行うということで良いか。

事務局

- ・予算の確保が必要な事業で、来年度から実施する事業については、今回と次回の会議でご意見をいただきたい。
- ・予算の確保が不要なく、通常の運用の範囲内で実施できる事業については、その都度、ご意見をいただければと考えている。

座長

- ・質問、意見等はあるか。

F委員

- ・現在、練馬区NPO活動支援センターの各団体が実施している事業を、区民協働交流センターに集約して実施するということが。

事務局

- ・NPO活動支援センターの事業については、これまでの枠組みの中で実施していく。ただし、相談事業については、窓口が一つ増えることになるため、今後、各運営団体と協議をしていく。

座長

- ・他に意見等はあるか。

G委員

- ・相談窓口については、区民協働交流センターに集約していくのではなく、相談窓口が広がるという理解で良いか。

事務局

- ・その理解で良い。

B委員

- ・一つ相談窓口が増える場合、区民協働交流センターで受ける相談と、これまで各運営団体が受けていた相談と質的な違いはあるのか。質的な違いがないとすると、業務が重なるのではないか。

事務局

- ・現在の相談受付は、NPO活動支援センターの各運営団体の事務所において実施している。各運営団体の持つ専門性を活かしながら相談を受けるネットワーク方式を取っている。区民の皆さまからは、ネットワーク方式というものが、わかりにくいというご意見もいただいている。そういう意味では、一つ明確な窓口ができると考えている。
- ・相談事業の質については、これまでの運営団体が交代で区民協働交流センターの受付窓口の業務を担うことで、一定の質が担保できると考えている。ただ、それぞれの運営団

体ごとに得意分野がある。社会福祉協議会であれば、ボランティア団体とのネットワークを強く持っている。また、障害者福祉推進機構は、NPO法人とのネットワークや企業とのつながりを強く持っている。こうした得意分野と各運営団体の当番となる日を具体的に案内しながら、相談利用者が、自分の相談内容に適した運営団体が当番の日にできるだけ来館していただければと考えている。なお、相談したい運営団体の当番の日と利用者の都合が一致しない場合、各運営団体の事務所での相談を案内していく。

B委員

- ・一般的にこのようなセンターを運営する際には、どのような相談が来ても、その場で一定の対応ができ、さらに深い相談については、後日改めて対応していくことになる。
- ・当番制で対応する場合、例えば、この日とこの日はこの領域、それ以外は、各運営団体の事務所へ案内するということになる。
- ・区民協働交流センターとして集約的に相談事業を実施するというメリットはあると思うが、中身はこれまで通りのように感じる。

事務局

- ・NPOの立ち上げや、NPOとボランティアの違いなど、一般的な相談については、どの団体に対応しても、同じ回答ができるようにしていく。ただ、具体的な目的を持って相談に来られる利用者に対しては、話をお聞きしたうえで、適切な団体を紹介していくことになる。

座長

- ・他に意見等はあるか。

I委員

- ・この建物の名称は区民協働交流センターである。交流センターという建物は他にもある。新しいのは、協働という言葉である。これまでこの会議でも、協働という言葉は分かりにくいと言った議論があった。協働と言ったときに、団体のみを対象にするのではなく、志をかたちにして、どのように地域の課題を解決しようかと考えている若い人たちの動きを、しっかり支えていくということが非常に重要なことであると思う。その部分を手厚くしていかなければ、社会のことや地域のことに無関心なままになってしまう。
- ・既に活動している団体が、どのように交流するかは、あまりテーマではない。
- ・各団体が取り組みを進める中で、区との協働という公共性のある環境に身を置き、団体と区の双方が勉強していけるような仕組みが重要である。
それが、協働事業提案制度の提案にもつながっていく。
- ・器ができたから、既存のサービスを張り付けるという発想ではなく、新しい試みを実施して欲しい。これからは、企画が大事である。区民協働交流センターの機能の一つに「育てる」「協働に対する意識を持たせる」など、教育的な側面を入れて欲しい。
- ・また、区民協働推進会議に関わった区民が、任期期間だけでなく、区民協働交流センターの企画に対して意見を出しながら、育てていくような環境も作って欲しい。

座長

- ・他に意見等はあるか。

F委員

- ・大学院生でNPOを専門に勉強している人がいる。豊島区にある大学では、インターンとして現場に出たいが、受け皿がないという話を聞いている。区民協働交流センターができるのであれば、そうした現場を体験し、その経験を学問に活かしていきたいという声もあった。そのような学生を受け入れ、勉強させ、育てていながら、その学生が次の若い人たちを育てていく。そうした場所にできれば良いのではないかと思う。
- ・相談事業について、NPO活動支援センターを残すのであれば、これまで通り、各運営団体の事務所で対応してもらえば良いのではないか。

座長

- ・他に意見等はあるか。

A委員

- ・委託で実施する事業の中に「活動主体を対象とした交流会の開催」とある。この交流会というのは、どのようなものをイメージしているのか。区民協働交流センターでは、場所が狭いような気がする。

事務局

- ・区民産業プラザの中には区民交流ホールや研修室がある。交流会の規模に応じて、そうした場所を活用していきたいと考えている。
- ・交流会のイメージとしては、今年度の協働事業として取り組みを進めている「NPO・ボランティア・区民がゆるやかにつながる交流会」のように、様々な方々が参加して、情報交換を行うことで、各団体の事業の発展や新たな事業につながるような発見の場にできればと考えている。
- ・交流会の開催については、区が主体的に開催するのではなく、NPO活動支援センターや地域活動団体が主体的に開催していくことが、望ましいと考えている。

座長

- ・他に意見等はあるか。

H委員

- ・区民協働交流センターは、障害者の方や子育て中の方など、様々な方が利用する施設である。そうしたことに配慮しながら、使い易い施設としてもらいたい。

事務局

- ・3階と4階は区立施設である。そこに入るそれぞれの施設と連携を図りながら、区民の皆さまが使い易い施設となるように努めていく。

C委員

- ・団体登録について、具体的にどのような団体が登録すると考えているのか。

事務局

- ・ N P O法人やボランティア団体の登録を想定している。

C委員

- ・ 町会、自治会は想定しているのか。

事務局

- ・ 町会、自治会も登録団体として想定している。ただし、町会、自治会の活動については、地域振興課で既に活動状況などを把握しているため、改めて登録をするという手続きはないと考えている。

C委員

- ・ 町会、自治会が多目的室を使ったり、作業スペースを使ったりすることもできるという理解で良いか。

事務局

- ・ その理解で良い。

座長

- ・ 他に意見等はあるか。

B委員

- ・ 施設管理が指定管理者の場合、施設の利用のあり方に対して N P O団体とトラブルになるケースがある。例えば、施設の利用時間に関して、 N P O団体の利用の場合、終了時間までに完全に終わらないケースがある。指定管理者としては、時間厳守の対応になるため、トラブルになる。ルールに従って利用するのは当たり前だと思うが、施設管理と区民協働交流センターの事業の運営というものを一体的なものとして考えていく必要がある。ルールはあるにしても、区民の側からは、様々な要望が出てくる。そのあたりを区としてある程度の調整を図っていく必要がある。

座長

- ・ 他に意見等はあるか。

G委員

- ・ 委託で実施する事業のア～オは、現在 N P O活動支援センターの実施している事業というイメージで良いか。

事務局

- ・ アの窓口業務については、相談事業を含んだ内容であり、今まで N P O活動支援センターが実施してきた各運営団体の事務所での相談事業とは、連携を図っていくことになる。
- ・ イ～オについては、これまで N P O活動支援センターが実施してきた交流会や講座の開催事業を、区民協働交流センターの事業として実施していきながら、拠点ができることで、ネットワーク方式ではなかなか実施できなかったもの、場ができることで広がりが見られるような事業を実施していきたいと考えている。
- ・ アの窓口業務以外は、 N P O活動支援センターが実施してきた事業をベースにプラスア

ルファをして事業を展開していきたい。

G委員

- ・実施をするのはNPO活動支援センターの各運営団体であると思うが、プラスアルファの部分はどうするのか。

事務局

- ・その部分は、今後、協議をしていく。

座長

- ・他に意見等はあるか。

B委員

- ・区民協働交流センターとして、中心となる職員は置くのか。

事務局

- ・現在、検討中であるが、日々の運営については、NPO活動支援センターのスタッフを中心としていきたい。ただし、町会・自治会からの相談や区との協働に関係する相談もあるため、区の職員も必要だと考えている

B委員

- ・その日ごとに、配置されるNPO活動支援センターのスタッフが中心となるということか。

事務局

- ・その通りである。

座長

- ・他に意見等はあるか。

J委員

- ・個人的な趣味のサークルは利用の対象外ということが基本になるようだが、高齢者を対象とした福祉活動として、健康麻雀教室は利用の対象となるのか。

事務局

- ・高齢者が趣味のために仲間同士で麻雀をするのではなく、健康増進を目的に、広く参加を呼びかけて実施する事業であれば公益的な事業となる。

J委員

- ・福祉施設を訪問してハーモニカの演奏を行っている団体が、その練習会場として利用できるか。

事務局

- ・団体の活動目的が公益的な活動であれば、その場で公益的な事業を行わなくても、利用していただける。

座長

- ・他に意見等はあるか。

I 委員

- ・インターネットを通じて、公共施設全体の利用状況が確認でき、区民協働交流センターの施設が予約で埋まっていた場合に、類似の施設の予約ができるような仕組みはあるのか。

事務局

- ・練馬区では「公共施設予約管理システム」がある。利用の登録をすることで、区民協働交流センターを含め、多くの区立施設の予約をしていただくことができる。
- ・ただし、「公共施設予約管理システム」は平成 27 年度にリプレースを予定している。現行の「公共施設予約システム」では、データ量が限界で新たに施設の追加が難しい状況である。平成 26 年度については、区民産業プラザは別のシステムで運用し、平成 27 年度から統合して運用する予定である。

座長

- ・他に意見等はあるか。
- 特になし

座長

- ・以上で第 14 回練馬区区民協働推進会議を終了する。